

ねりまユニオン

編集発行：練馬ユニオン編集委員会
連絡先：練馬区 練馬1-16-16-101
サポートねりま内
TEL 03-3994-2088
E-mail：support@nerimaunion.org
HP：www.nerimaunion.or/

練馬全労協第25回定期大会開催される

2019年7月9日（火）18時30分から練馬区立勤労福祉会館において練馬全労協第25回定期大会が開催されました。議長に高井代議員（練馬地域ユニオン）を選出し「楽しくやりましょう」の大会議長挨拶で議事が進行されました。

最初に矢内議長より来賓へのお礼、参院選で安倍政権に打撃を与えたい、議長が変わる新体制へのご理解をお願いしますと挨拶されました。来賓として東京全労協、北部労協、練馬区労協、練馬労連、東京土建練馬支部の方々からお祝いの言葉を頂きました。

東京全労協・大森議長から全労協30年の歴史から今後の全労協の役割についてお話がありました。その後議案書に基づき活動経過報告、次年度活動方針、決算、予算、大会宣言、2019年度役員体制等が提案され採択されました。

各単組報告では、新規加盟の練馬区立図書館専門員労働組合の報告が印象的でした。

組合を結成して21年、非常勤司書57名全員組合員で昨年の指定管理者制度導入に反対しストライキを構えて闘った。組合員の雇用は確保できたが、指定管理者制度導入を阻止す



ることは出来ず断腸の思いで妥結したと報告されました。この練馬区非常勤の司書の方々がストライキを構えて闘った事は全国的に知られ、各地から様々の声が寄せられストライキの闘いが他の組合にも影響を与えています。この度の闘いで組合の存在を知らなかったり、闘う事を最初からあきらめていた人達に、声を上げることは大変だが決して間違っていない、負けたとしても必ず何かが残ることを知らせることができたと思いますと報告されました。

役員は5名の退任で、長い間ご苦勞様でした。新任役員として、全水道東京水道労働組合練馬地区協の五十嵐良さん・練馬区立図書館専門員労働組合の橋本智美さんが加わりました。（練馬全労協教宣部）

日本通運の無期転換逃れ雇止め（解雇）

裁判闘争をまなぶ

2019年9月13日、ココネリ研修室で練馬全労協・練馬地域ユニオン主催の学習会が開催されました。全水道東水労、清掃労組練馬総支部、N関労、練馬区非常勤職員労働組合、川越地域ユニオン、ユニオンネットお互いさまからの参加がありました。

テーマは「日本通運の無期転換逃れ雇止め（解雇）裁判闘争をまなぶ」で、講師は裁判の担当者の一人である早田賢史弁護士。早田弁護士は日本労働弁護団の東京支部事務局長で、練馬ユニオンが日頃から労働問題の相談に乗ってもらっている方です。

最初に、労働契約法18条、19条を解説。会社が行う無期転換5年ルール回避の脱法的手法を7つの具体例で話されました。

日本通運の裁判に関しては、3つの論点を挙げて説明しました。

①あと2か月を超えた労働契約の更新があれば、無期転換権を行使できたのに、その直前での雇止め → 労契法18条の潜脱ではないのか？

②契約更新の合理的期待が生じていたにも関わらず雇止め → 労契法19条により、本件雇止めは解雇として無効ではないか？

③雇用契約書には、2015年6月更新時から、「2013年4月1日から数えて、5年を超えては契約を更新しない」（いわゆる不更新条項）が入れられていた → 途中から入った不更新条項は有効なのか？

不更新条項について、a) 当時の上長から「書式が変わっただけで、今までと変わりま



せん」と説明され、有期雇用契約を更新し続けられると信じ込まされていた。b) 当初の労働契約の際は存在せず、5回目の契約更新の際に追加された。c) 文言から、5年で無期転換権が生じるのを阻止する明確な意図があったといえ、無期転換申込権が一斉に生じる「2018年問題」を意識して加えたことは明白である。

会社は不更新文言を通じて労契法18条を潜脱・脱法していることは明らかである。

また、契約書への署名は自由な意思に基づいたものとは言えないことなどから、労契法19条により、雇止めは無効である。

*判例参考事例（レジュメより）

無期転換申込権に関する放棄の意思表示は、「当該行為が労働者の自由な意思に基づいてされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在する」といえるものでなければ、無効であると解される。（シンガー・ソーイング・メシーン事件・最二小判昭和48年1月19日判時695号107頁、広島中央保健生活協同組合事件・最一小判平成26年10月23日判時2252号101頁）

ユナイテッド航空不当解雇撤回裁判

ユナイテッド航空不当解雇撤回裁判は、東京地裁の「原告らの請求をいずれも棄却する。」（3月28日）不当判決を覆すために4月10日に高裁に控訴し、8月13日に控訴理由書を裁判所に提出しました。

原判決は、本件解雇が、ユナイテッド航空（UA）とコンチネンタルマイクロネシア航空（CMI）が合併する前にCMIによって行われていることから、UAには法律上何ら責任がないという前提で、CMI単体としての解雇4要件を検討し経営統合中の解雇を有効と判断していた。また、UAがコンチネンタル航空（CO）やその傘下のCMIが合併を繰り返す中で持株会社ユナイテッドコンチネンタルホールディングス（UCH）がアメリカ本国で組織される多数労働組合（AFA）

との間で、AFAに所属しない乗務員に極めて不利益を負わせる労働契約を締結し、そうした不当労働行為の結果、グループ会社の合併計画の中で、全国一般・全労働者組合に加入する組合員らに対する解雇の必要性が外形的に作り出されたのが実態である。

この理由書では、東京地裁の使用判断の誤りとUCHの存在、及びUCHとAFA間の労働協約の影響とUCHグループ全体を見渡した実態と事実から反論した内容となっています。

ユナイテッド闘争団は、不当解雇撤回・高裁勝利を目指し、東京地裁での判決見直しを強く求めています。

（F Aユナイテッド通信No.14より転載）

第1回裁判 2019年10月11日 13時30分～ 825法廷
前段の高裁前宣伝行動 12時30分～13時
裁判終了後の報告会 弁護士会館 1006AB会議室

ふんふん運動のすすめ



アミノ酸「BCAA」とは

運動やスポーツをするときに欠かせないのが水分補給ですが、皆さんはどのようなものを選んでますか？身体を動かすと汗をかき、体内の水分だけでなく塩分なども失われるため、糖分やミネラルが含まれたスポーツドリンクを飲んでる人も多いと思います。また、近頃ではスポーツ選手をはじめ、趣味で運動を楽しむ多くの人が「アミノ酸」を好んで摂取するようになってきています。そこで今回は、運動時や身体づくりに重要な役目を果たすアミノ酸「BCAA」について取り上げていきます。

私たち人間の身体は、約20%がたんぱく質で作られています。たんぱく質がそれ以上分解できない最小単位の状態となったものがアミノ酸で、たんぱく質は20種類のアミノ酸が結合してできています。20種類のアミノ酸は必須アミノ酸と非必須アミノ酸に分類され、必須アミノ酸は体内で合成できないため食物から摂取しなければなりません。これは全9種類ありますが、中でも必要度の高い必須アミノ酸はバリン・ロイシン・イソロイシンの3種類を総称しBCAA（分岐鎖アミノ酸）と呼びます。

BCAAにはタンパク質の合成と分解を抑制する2つの作用があります。身体づくりにはタンパク質の合成を高め分解を防ぐことが重要ですが、運動時は身体が強いストレスにさらされるため、タンパク質からBCAAを分解して取り出す働きが促進されてしまいます。そこで、あらかじめ運動前にBCAAを摂取しておけば、タンパク質の分解を防ぐことができ、身体づくりの効率が高まりやすくなります。また、運動によって引き起こされる疲労感を軽減させる効果も期待できると言われていて、持久力を必要とするスポーツ時にも好まれていようです。

BCAAは、肉、魚、豆、卵など日頃摂取している、たんぱく源にしっかり含まれていますが、昨今ではサプリメントやドリンク等様々な状態で手軽に手に入れることができ、食事と違い余分なカロリーをとらずに素早く吸収することができます。身体づくりだけでなく、筋肉疲労や筋肉痛の軽減にも繋がるという研究結果もあり、日々スポーツを楽しむ方や更なる結果を求める方、筋肉を減らさずに健康的なダイエットをしたい方々は、日常の水分補給に工夫を加えてBCAAの摂取を意識してみるのもよいのではないでしょうか。

特定非営利活動法人 ヘルメランニング